○国土交通省告示第四百九十五号

船員労働統計調査規則（昭和二十二年運輸省令第八号）第八条の規定に基づき、平成七年運輸省告示第三百七十九号（船員労働統計調査規則第八条に基づき、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式（第八条関係）

政府統計

秘

船員労働統計調査票

第一号調査（漁船及び特殊船以外の船舶に乗り組む船員についての調査）

◎この調査票は、指定船舶ごとに一枚を使用してください。

国土交通省

基幹統計調査	
調査期間	年6月分

| | | |